

無人航空機／ドローンの輸出規制

1. 今話題の無人航空機

最近、メディアで無人航空機が取り上げられることが多くなりました。気が付けば世界3大メーカーの一角は中国企業（深圳大疆創新＝DJI）だそうで、しかも製品外観のスマートなこと！（以前、外為法違反で騒ぎになった無人ヘリとは隔世の感です）

そうはいつでも我々輸出管理屋は無人機と聞けば条件反射で身構えます。折角世の話題になったことでもあり、規制項番を確認しようと思ひ立ちました。

2. こんな俗説が

手始めに、世間でどんなことが言われているかをネット検索したところ、ヒットしたのが次の2例です。どちらもいい加減なことを書いています。（「いい加減」とは失礼？ それなら「ミスリーディング」と言い直します。どちらにしても迷惑な記事であることに変わりはありません） 「世のため人のため」というほどのことありませんが、この際、誤りを糾しておこうと思います。

例1 某法律事務所サイトより

お 武器輸出規制

軍事転用可能なマシーンなどは輸出が禁止される

ア 20リットル以上の積載量

イ エアゾール噴霧機能あり

※外為法48条

例1の誤りは2つ。

① 「輸出が禁止される」は正確ではありません。正しくは「経産省の許可なく輸出することは禁止」です。「どちらでも似たようなもの」ですって？ それなら試しに経産省に聞いてごらん下さい。「禁止と言ったおぼえはない。許可を取ればいいんですよ」と返事が来るはずですよ。

② それより問題は「ア 積載量 20ℓ以上、 イ 噴霧機能」という記述です。

これは輸出令別表第1の4項（ミサイル関連品）の規制要素です。しかしこのア・イに当たらなくても規制対象（要許可）になるものが2つあります。

1つは航続距離 300km 以上のもの。これも4項で規制されます。

もう1つは自律飛行制御 or 視界を超えて有人制御機能あるもの。規制項番は13項。それを「ア・イがポイント」と強調するのは、読者を誤らせる危険な記述です。

（詳しくは次節で）

例2 某センターサイトより

■ 無人飛行機(ドローン)

最近各種の展示会会場で小型の無人飛行機のデモをよく見かける。その際「名前は？」と聞くとその答えは、ドローン、マルチコプター、マルチローターヘリコプター、飛行ロボット等様々である。そういえば漫画でタケコプターというのもありました。

外為法で**(A)無人飛行機は大量破壊兵器(ミサイル)に属し**、次のいずれかのものである。

①航続距離が300Km以上のもの

②エアゾールなどの液体(ペイロード)を20リッター以上運搬でき、自律的な飛行制御又は視認範囲を超えて人が飛行制御できるもの(娯楽又はスポーツ用の模型飛行機は除かれる。)

(B)前者は大型の飛行機で、文字通り大量破壊兵器として規制される。**(C)後者は農薬散布などに使用されるヘリコプターがあるが、視認範囲が限定され、動力源(電池)の容量等からペイロードに限界があるため武器としては限定的である。**さらに無人飛行機以外にも外為法ではロボットの項目での規制があるが、耐放射線性や特殊使用環境の規定があるので、この規制は飛行物体には馴染まないと云える。

ここで問題にしたいのは通称「ドローン」と呼ばれる種類の無人飛行機で、最近、4枚のケースなど複数のプロペラを持ちパソコンで飛行制御出来る小型のものが開発され、高性能、低コストの多種多様のものが市場に出始めた。実用使用法としては空中飛行撮影(小型カメラ搭載)、農薬散布(液体搭載)があり、御嶽山噴火の際の降灰の確認や福島原発の放射線が高い地域での調査に役立っている。これを娯楽やスポーツ用で使用している場合も問題ない。しかし、小型で武器に該当しなくてもテロに使用されると非常に危険であり、最近ホワイトハウス内に落下したこともありひと騒動があった。攻撃者が遠方で姿を隠し、劇薬や爆薬を無人で目的地に運び、遠隔操作で攻撃する可能性がある。

そこで次の2つの提案をしたい。一番目は小型の無人飛行機に正式な名前を付けることである。これにより大量破壊兵器と明確に区別することである。二番目は**(D)小型無人飛行機の使用を法律で規制することである。**米国では連邦航空局が商用ドローンの規制法案を策定する動きがあり、機体重量、飛行高度、操縦者資格が検討されている(日経BP)が、実施までに時間が掛かりそうである。国内でも「ドローンについてルールと法の整備を急げ」との朝日新聞(2015年2月27日)の提言がある。

技術の発展と実用面での応用が急展開しており、今年5月には「第1回国際ドローン展」が開催される予定になっており、応用面での進展は早い。法対応が追いついていないのが現状である。テロ等の実害が発生しないうちに規制の枠を決めていく必要があると考える。

例2は、航続距離300kmに触れている分だけマシですが、五十歩百歩ですね。下線部(D)で「小型機は別名称で」というのは「規制上のステータスが異なるから」という認識によるものと思いますから。つまり「小型無人飛行機なら現在は規制外」と思い込んでいるものとお見受けしました。また下線部(A)の「無人飛行機は大量破壊兵器(ミサイル)に属し」は、

通常兵器関連規制である 13 項見落としを白状しているに等しい。

次に下線部(B)は何を言っているのでしょうか？ 300km の航続能力があれば、大型機か小型機かに関係なく即規制対象になるのに。

下線部(c)も寝言。農薬散布ヘリでも 4 項該当ならば「大量破壊兵器として規制」されます。それに「そういうものは武器として限定的である」だなんて、何を言いたいのか？ 「だから規制に値しない」とでも？ それに続く「さらに無人飛行機以外にも外為法ではロボットの項目での規制があるが…」というくだりも存在価値がないセンテンス。(要するに「色々知っているよ」と言いたいのかしらね)

上記 2 例ともに「ちょっと目に入った項番で判定を済ませ、規制全体を見ていない」という典型的失敗パターン。我々も他山の石として自らを戒めましょう。

3. 正解

前節でもチラと述べましたが 4 項と 13 項を見る必要があります。どちらに引っ掛かっても要大臣許可（「輸出禁止」ではなく）です。条文は次の通り。

<p>輸出令別表第 1 の 4 項(1 の 2) 無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (註 但し省令で定める仕様のものに限る)</p>
<p>その規制仕様を定める貨物等省令条文 3 条一号の二 ペイロードを 300km 以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品</p>
<p>3 条一号の三 エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機であって、燃料の他に粒子又は液体状で 20l を超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。） イ 自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの ロ 視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの</p>
<p>輸出令別表第 1 の 13 項(4) 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置（註 但し省令で定める仕様のものに限る また 4 項該当のものは本項対象から除く）</p>
<p>その規制仕様を定める貨物等省令条文 12 条十号の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であって、次のイ又はロに該当するもの（娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。） イ 無人航空機であって、次のいずれかに該当するもの（註 ロは略） (一) 自律飛行することができるもの (二) テレビモニターによる遠隔操作等により、視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの</p>